

I 令和7年度事業計画書

(1) 基本方針

平成20年12月に始まった現行の公益法人制度は、「新しい資本主義」が目指す、民間も公的役割を担う社会の実現に向けて、令和7年4月から新公益法人制度に生まれ変わります。

また、国においては、令和7年度から、諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門によらない有明海再生に向けた「有明海再生加速化対策交付金」を創設し、漁業者による漁場環境改善の取組等を支援するための制度が始まりますが、当基金においても、この交付金制度の開始にあわせて、持続的な漁業生産の確立及び経営の安定のため、運営のあり方や方向性について検討を行いながら、公益的活動の展開に取り組んでまいります。

一方、物価高騰及び金利の正常化により、これまで以上に効率的な運営が求められています。

このような状況の中、資金の適正な運用と安全管理に努め、上記に基づいた諫早湾地域の水産振興と地域振興にかかる事業を行いながら、地域経済社会の健全な発展に寄与してまいります。

(2) 事業計画

次に掲げる、2つの「公益目的事業」及び1つの「その他の事業（相互扶助等事業）」を行います。

- 「公益目的事業1」魅力ある諫早湾水産業創出支援事業
- 「公益目的事業2」ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業
- 「その他の事業1」水産業経営安定対策事業

※以下並びに収支予算書においては、公益目的事業については「公益」又は「公」、その他の事業については「その他」又は「他」という表記を用いています。

(3) 主な事業概要

【公1】魅力ある諫早湾水産業創出支援事業

○事業の目的等

諫早湾における水産振興のため、この地域の海域特性に合った貝類（カキ、アサリなど）等の増養殖、漁場改良等の事業に対して助成を行うとともに、増養殖技術向上等のための調査研究を行います。

○事業の内容等

◆助成事業

- ・諫早湾で漁業ができる資格を有する者に、増養殖、漁場改良等、諫早湾における水産振興のための取組を当基金のホームページ及び関係市の

広報誌で公募し、本助成事業の採択委員会の審査を経て、助成対象事業を決定し、必要経費の全部又は一部を助成します。

助成額は、次のとおりとします。

- (1) 国、県又は市の補助制度を活用した事業については、対象事業費の15%、20%、25%の定率助成（事業の指定及び上限額の設定あり。）
 - (2) 漁業協同組合が主体的に行う調査・試験等については、対象事業費の50%の定率助成
 - (3) 県・市の補助は受けられないが諫早湾の水産振興のために有用と判断される事業については、上限700,000円の定額助成
- ・公募の期間 5月初旬～7月中旬
 - ・公募後、採択委員会での採択事業の決定・通知を経て、助成対象者が交付申請を行う。

◆調査研究事業

- ・第2期の今後のあり方に関する方針に基づき、長崎県総合水産試験場等との連携強化や役割分担を念頭に置き、諫早湾内漁業にとっていち早く成果が期待できる内容への重点化・効率化を図ってまいります。
具体的には、水産振興調査研究事業検討委員会で策定する「令和7年度諫早湾貝類等増養殖試験計画書」に基づき、アサリの天然採苗による増殖技術と、カキの天然採苗と干潟を利用した養殖技術を中心とした調査研究を行います。
- ・検討委員会の開催
 - 3月 当年度事業の状況報告と次年度事業の骨格案協議
 - 4月 前年度事業の実績報告と当年度事業の計画書策定

【公2】ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業

○事業の目的等

潮受堤防や干拓地、調整池、自然干陸地等、国営諫早湾干拓事業によってあらたに生まれた場所・空間については、今後、諫早湾地域の資源として、多種多様な利活用やさらなる魅力づくり、魅力発信が期待されます。

これらをレジャー・観光・環境等、地域活性化の資源として捉え、諫早湾周辺住民・団体が取り組む、各種イベントの開催や植栽などの環境美化活動による魅力づくり、諫早湾地域の魅力を伝える情報発信等に対して助成を行います。

○事業の内容等

◆助成事業

- ・地域住民・団体の参画による各種イベントの開催、植栽などの環境美化

活動による魅力づくり、諫早湾地域の魅力を伝える情報発信等の取組みを当基金のホームページ及び関係市の広報誌で公募し、本助成事業の採択委員会の審査を経て、助成対象者を決定し、必要経費の全部又はその一部を助成します。

助成額は、1対象者あたり上限800,000円の定額助成とします。

- ・公募の期間 5月初旬～6月下旬
- ・公募後、採択委員会での採択事業の決定・通知を経て、助成対象者が交付申請を行う。

【他1】水産業経営安定対策事業

○事業の目的等

諫早湾内の水産振興を図るために不可欠な漁業者の経営基盤の安定に資することを目的に支援を行います。

○事業の内容等

◆助成事業

漁家生活安定のため、漁業後継者等の船舶免許の取得などの技能取得の取組みについて、基本手当及び受講・教材手当を支給します。

(ただし、1漁業経営体につき対象者1名)

・基本手当

訓練・講習・試験などを受ける場合、1日につき2,000円

(1件あたり上限50,000円)

・受講・教材手当

訓練・講習・試験などを受ける場合に必要経費の80%以内

(1件あたり上限80,000円)

(4) 法人運営等

当基金事業の適正かつ効率的・効果的な実施のため、理事会及び評議員会の開催、監査の実施、法人運営事務の処理等を行います。

(5) 資金調達及び設備投資の見込みについて

①資金調達の見込みについて

当期中における資金借入の予定はありません。

②設備投資の見込みについて

当期中における設備投資の予定はありません。